

## 「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	被保険者に対する不正利得の徴収		
根拠法令・条項	国民健康保険法第65条第1項		
所 管 課	各区役所 保険年金課		
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<input checked="" type="radio"/> ・設定可能      •設定できない      •基準を公開できない  偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴　聞	・弁　明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		